

## 第6回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

### 会 議 概 要

#### 【 日 時 】

令和5年3月8日（水） 9時00分～9時50分

#### 【 場 所 】

江東区役所本庁舎7階 第74会議室

#### 【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長  
副委員長 教育長  
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、  
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長  
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

#### 【 議 題 】

- 1 防止策の検討について
- 2 その他

#### 【 資 料 】

- 資料1-1 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する  
取扱規程（案）
- 資料1-2 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する  
取扱規程（案）【A3版】
- 資料1-3 不正な働きかけ等を受けたときのフロー図
- 資料2-1 利害関係者との接触に関する指針（案）
- 資料2-2 利害関係者との接触に関する指針（案）【A3版】

## 議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第6回の委員会を開会する。
  - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

### 【 議題 1 】防止策の検討について

- 委員長代理
- ・まず、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案)」について、事務局より変更点を中心に説明願う。

- 事務局
- (資料1-1、1-2、1-3に沿って説明)
- ・前回の委員会でいただいた意見・指摘を踏まえ資料を修正。内容を変更した部分と、記載方法を改めた部分を中心に説明。
  - ・区議会や部長級職員に規程案の説明を行った際の意見を受け、第2条(1)「一定の公職にある者等」に、江東区行政委員会の委員を追加。
  - ・区議会からは、第2条(4)「不正な働きかけ」のアからウに「正当な理由なく」とあるのは、どのようなケースが該当するのか、議員と管理職との間に認識の差が生じないように、明らかにしてほしいとの意見があり、今後事例集を作成していく考え。
  - ・第3条「職員の責務および対応」においては、前回の委員会での意見を踏まえ、具体的なフロー図を作成。不正な働きかけにあたるかどうか不明なときは、上司や総務部長に相談・協議を行い、該当すると判断した場合は、回答内容を記録し開示される可能性を説明。それでも要求が続く場合は、対応記録票を作成するという流れ。
  - ・不正な働きかけ等を受けた職員や報告を受け管理職等が適切な対応をしていない場合は他の職員が総務課に通報することと、再就職した元職員による現職職員への働きかけに関しては、別途特別区人事委員会に届け出が必要となる場合があることを、フロー図欄外に追記。
  - ・万が一不正な働きかけがあった場合は、規程に沿った対応が必要だが、第3条に記載のとおり、職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、議員等の提言・要望に対しては、誠実かつ公正に対応するということが大前提。

- ・事務局としては、今回の提示内容で完成としたい。

- 外部有識者
- ・第2条(4)の不正な働きかけのうち「正当な理由なく」という部分に疑義があるので、事例集を作成するとの説明であったが、正当な理由というのは、法の趣旨に合致しているかどうかというのが本来の考え方。一定の公職にある者等が守るべき法の趣旨は、公平な行政サービスを提供することであると考えるので、区民に対して公平な行政サービスを提供するという趣旨から働きかけが行われているかを判断基準とし、そうした指針を示せると良い。
- 委員長代理
- ・部長級職員への説明でも、「正当な理由」とは何かといった議論が出た。法律で禁止されているようなことは絶対に駄目だが、明確に法に規定されていない、いわゆるグレーな部分については、法の趣旨に則って判断していくべき。
- 事務局
- ・区議会議員への説明においても、法律に触れるようなことは当然駄目だと分かるが、日常的に区民や業者から寄せられる要望を、どこまで職員に働きかけてよいのかといった声があった。
  - ・例えば、議員が業者から、取扱商品を区で導入してほしいと要望された場合に、業者の商品説明を聞いてあげて欲しいと所管の課長が依頼されるケースは結構ある。話を聞くだけなら問題は無いが、「商品をどうしても購入して欲しい」などと、議員も同席の上で話をされると、職員としては、何か便宜を図らないといけないのかといった受け止めになる。一方で議員としては、区民の生活を向上させる意図で商品を紹介しているのに「正当な理由がない」と判断されるのは厳しいという意見があった。こうしたグレーとも言える部分について、ルールを決めて欲しいというのが区議会の要望。
- 外部有識者
- ・いま説明があった例は、公平な行政サービスの提供という法の趣旨からすると、特定の業者だけを利することはよろしくないもので、区民全体にとって良いことが公平な行政サービスであるという大きな指針を持って、具体的な事例を判断していく必要がある。

- 委員長代理
- ・これから事例集の作成に取り組むが、はじめからすべての事例を網羅するのは難しく、今後発生する事例を、判例のように積み上げていく必要もある。事務局だけで取り組むのではなく、各部からも事例を出してもらい、作成を進めていく。
- 外部有識者
- ・条文に「正当な理由がなく」という文言が仮に無くても、その後ろに「有利または不利な取扱いを求める行為」などと、行ってはいけない内容が記載されているのだから、特別議論になるようなこうした表現は削除しても良い。「正当な理由がなく」というのは当たり前のこと。
- 副委員長
- ・外部有識者の意見のとおりで、「正当な理由がなく」との文言があることで、かえって運用に支障が出たり、区は甘いのではないかといった批判を受けたりともしかねない。区が特定の者に有利または不利な取扱いをすることに、正当な理由は見当たらないと思う。
- 事務局
- ・「正当な理由がなく」の文言は、他の自治体の規程にも入っていることから記載をしたが、いま出た意見も踏まえ、削除することも含めて対応を検討。
- 副委員長
- ・フロー図の中に、「回答（原則文書）内容を記録し、開示される可能性を説明」とあるが、これは対応記録票のみが開示される可能性があるという意味か。今後、この防止策の検討に関心を寄せている区民等から、不正な働きかけに関する文書すべての開示請求があることも十分想定されるが、公文書についてはすべて開示対象のはずであり、対応記録票以外は開示しなくてもよいといった誤解を招くおそれがある。
- 事務局
- ・開示される可能性のある文書として、対応記録票を想定してフロー図を作成したが、回答文書なども公文書に該当するため、開示請求があった場合は公開が必要。
  - ・回答については原則文書とあるが、場合によっては口頭ですぐ断り、回答文書を作成しないとといったケースもあり得る。口頭での断りが続いた場合に、このままでは対応記録票を作成し、その記録票が開示される場合があるということを伝える必要がある

という趣旨で、フロー図には説明を入れた。

- 外部有識者
- ・フロー図をあらためて見ると、「不正な働きかけ等にあたらぬ」と最終的に判断した場合は、記録票を作成せず、口頭で回答することとしているが、相談や協議を行ったものについては、その後も職員が判断に迷う事例だと考えるので、将来に向け、何らかの形で記録されるとよいのでは。運用面でカバーできればよいが、あえて記録を残さないこととしたのか。
- 事務局
- ・課長から部長に相談する場面、部長から総務部長に協議する場面で、報告文書やメモ等はフロー図には記載していない。
- 外部有識者
- ・内部文書によって記録を残し、事例を積み重ねていくことも重要。
- 副委員長
- ・区長や副区長から不正な働きかけを受けたケースであっても、フロー図上は「区長・副区長に報告」という流れになっているが、万が一実際に働きかけが発生した場合は、別の窓口への報告を検討した方がよい。
- 委員長代理
- ・次に、「利害関係者との接触に関する指針（案）」について、事務局から説明願う。
- 事務局
- （資料 2-1、2-2 に沿って説明）
- ・前回の委員会で示した内容と大きな変更点はなく、見出しを条文と合わせるなど資料を若干修正。
  - ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程と同様、部長級職員への説明を行ったところ、「2 禁止行為」についての具体的な事例と、「3 禁止行為の例外」における「事前に上司の承認を得て行う場合」の具体例を示してほしいとの意見が出たため、こちらについても事例集を作成し、具体的な事例を積み重ねていく必要がある。
- 委員長代理
- ・事例集の作成にあたり、どのような事例があるのか、各部からも提出してもらい、検討を行う必要がある。

- 外部有識者
- ・「2 禁止行為」や「3 禁止行為の例外」については、今後色々な事例を収集し、見直しや選別の作業を重ねていくという前提であれば、資料のとおり表現でまずは良いと考える。
- 事務局
- ・大枠の事例は初めからある程度示しておく考え。今後、各部から質問や相談が随時寄せられると想定されるため、見直しを重ねながら、事例集を育てていく。
- 委員長代理
- ・各部がこれまでの状況も踏まえて、一次的には判断を行う必要があると思うが、心配な事例もあると思うので、事例集を積み上げていくことで、全庁的な観点からアドバイスを行ってけると良い。
- 委員長代理
- ・これまで不正行為等防止策を本委員会において検討してきたが、本年度中にその結果を報告書としてまとめていく。
  - ・以上で第6回の委員会を終了する。